

監査委員公表第7号

監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

また、同項第10項の規定により、意見を提出します。

令和8年7月31日

寒川町監査委員 後 藤 雅 弘
同 柳 田 遊

1 監査の種類

財政援助団体等の監査（補助団体）

2 監査の実施期間

令和8年6月1日から令和8年6月26日まで

3 監査の対象機関

社会福祉法人 寒川町社会福祉協議会 所管課：健康福祉部 福祉課

4 監査の対象

寒川町から交付した補助金（令和7年度分）に係る補助団体の出納その他事務の執行及び福祉課の上記団体への補助金に係る出納その他の事務

5 監査の着眼点（評価項目）及び実施内容

監査の実施にあたっては、社会福祉法人寒川町社会福祉協議会及び健康福祉部福祉課より、監査説明書及び関係書類等の提出を求め、補助金の目的に沿った交付申請から実績報告までの事務手続き、補助対象事業内容の執行が適切かつ効率的に行われているか、効果検証がされているか等を主眼として監査を実施した。

6 監査の結果

補助団体に係る事務については、おおむね適正に行われているものと認められた。
なお、軽微な留意事項は口頭で指導した。

7 監査の結果に対する意見

【健康福祉部 福祉課に対する意見】

(1) 令和7年度社会福祉協議会運営費補助金について

交付決定時と決算時の同補助金算出のベースとなる事業費で比較すると1億円以上の乖離があったにも関わらず、交付条件に該当するものとして町長の承認を得ていなかった。

町は、交付決定額と決算額の内容が比較でき、同補助金に係る効果の検証が適確に行えるよう、補助対象事業費の算出方法等について、協議会と検討されたい。

【社会福祉法人 寒川町社会福祉協議会に対する意見】

(1) 自主財源の確保について

寒川町社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、少子高齢化等を背景に、複合化・複雑化する地域生活課題の解決等に取り組まれている。こうした地域において期待されている活動を持続的に進めていくためには、安定した財務基盤の確立が重要である。

同協議会には、引き続き、減少傾向にある会費収入等、自主財源の確保に努めていただきたい。

(2) 業務量の増加と人材不足について

近年の物価高騰等により、緊急貸付事業の相談需要が増えている。生活困窮者の相談は、県が所管し県社協が受託しているが、現状は町社会福祉協議会が一次対応を担い、業務量はコロナ前より増加しているとのことであった。

また、専門職の欠員、応募の少なさや定着難も課題となっており、予算編成の段階から町と協議し、業務量に見合った人員確保を図られたい。